

大個審第8-2号  
(答申第21号)  
平成13年9月14日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成13年7月10日付け広報第102号で諮問のありました「府民電子会議室」に係る大阪府個人情報保護条例第8条第3項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

- 1 会議室の運営に当たっては、他人への誹謗中傷など個人情報の保護に関して問題が生じないように管理を徹底するとともに、参加者に対してルールやマナーを徹底するよう努めること。
- 2 諮問時における通信のトップメニューを追加・変更する場合など当該システムを変更する場合は、改めて本審議会に諮問すること。
- 3 インターネットを通じて提供される個人情報については、参加者及び閲覧者に対し目的外に利用しないよう周知徹底を図ること。